

## 第2回港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会 会議要旨

- 1 日 時 平成 21 年 3 月 26 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 2 場 所 大阪 WTC ビル 40 階 大阪市港湾局 第 40 5・6 会議室
- 3 出席者  
(委員)  
野呂委員長、浦田委員長代理（欠席）、中野委員、來田委員、加藤委員  
(事務局)  
防災・管理担当課長、海務担当課長、環境整備担当課長、緑地管理担当課長、  
総務担当課長代理、海務担当課長代理
- 4 議 題
  - (1) 関係者からの意見聴取
  - (2) 意見公募後に寄せられた市民の意見について
  - (3) 施設の管理責任に関する判例について
  - (4) 港湾施設管理の基本的な考え方について
  - (5) 舞洲緑地(シーサイドプロムナード)における魚釣り社会実験の実施について（報告）
- 5 議事要旨
  - (1) 港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会開催要綱第 5 条第 2 項に基づき、委員以外の者（釣り関係者、渡船事業者、海上保安関係者）の出席を求め意見聴取を行った。
  - (2) 事務局より市民の声、港湾局ホームページに寄せられた意見について説明を行った。
  - (3) 事務局より公の営造物の設置、管理の瑕疵に基づく損害賠償請求事件に係る主な最高裁判例について説明を行った。
  - (4) 事務局より立入規制すべき場所、立入規制しない場合に考慮すべき事項について説明を行った。
  - (5) 事務局より 19 年度、20 年度の社会実験の検証結果、21 年度の取り組みについて説明を行った。
- 6 会議資料
  - (1) 港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会 委員名簿
  - (2) " 開催要綱
  - (3) 資料 1 第 1 回検討会 会議要旨及び会議録
  - (4) 資料 2-1 海で消える人命について～事故統計から分かること～（保安監部資料）
  - (5) 資料 2-2 平成 19・20 年度 釣り中の事故者一覧表（保安監部資料）
  - (6) 資料 3 意見公募終了後に寄せられた市民の声、港湾局 HP への意見
  - (7) 資料 4 公の営造物の設置・管理責任に関する法令

- ( 8 ) 資料 5 類似事例の判例について
- ( 9 ) 資料 6 港湾施設管理の基本的な考え方
- ( 10 ) 資料 7 舞洲緑地 ( シーサイドプロムナード ) における魚釣り社会実験について

7 お問合せ先

大阪市港湾局経営管理部海務担当

〒552-0022 大阪市港区海岸通 3-4-28

電話 : 06-6571-1966 FAX : 06-6571-1992